



第一号様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【氏名又は名称】

【住所又は本店所在地】

【報告義務発生日】

【提出日】

【提出者及び共同保有者の総数（名）】

【提出形態】

【変更報告書提出事由】

大量保有報告書

法第 27 条の 23 第 1 項

関東財務局長 殿

クリフォードチャンス法律事務所 外国法共同事業
弁護士 川東 憲治
弁護士 赤尾 進一郎



東京都港区赤坂 2 丁目 17 番 7 号 赤坂溜池タワー 6
階

平成 19 年 3 月 16 日

平成 19 年 3 月 26 日

1

その他

保有割合が 5 % を超過したため

第 1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ユー・エス・ジェイ
証券コード	2142
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証マザーズ

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	デラウェア州法に基づくリミテッドパートナーシップ
氏名又は名称	オウル・クリーク・アセット・マネジメント・エルピー
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国ニューヨーク州 10019、ニューヨーク、フィフス・アヴェニュー640、20階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2001（平成13）年6月8日
代表者氏名	オウル・クリーク・ジーピー・エル・エル・シー
代表者役職	ジェネラルパートナー
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区赤坂2丁目17番7号 赤坂溜池タワー6階 クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業 弁護士 赤尾進一郎
電話番号	03-5561-6640（代表） 03-5561-6416（担当者直通）

(2)【保有目的】

純投資

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			121,351
新株予約権証券(株)	A	—	G
新株予約権付社債券(株)	B	—	H
対象有価証券カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計(株・口)	M	N	O 121,351
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数(27条の23 4項)	Q		
保有株式等の数(総数) (M+N+O-P-Q)	R	121,351	
保有潜在数の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株・口) (平成19年3月16日現在)	T 2,141,112	
上記提出者の 株券等保有割合(%) (R/(S+T)×100)	5.67	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	—	

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成19年3月5日	普通株式	10	0.00	市場外	取得	49,000
平成19年3月16日	普通株式	121,341	5.67	市場内	取得	

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

プライムブローカーマージンアカウント契約に基づき、オウル・クリークが、株式取得その他を目的としてモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・リミテッドより借入れた債務を担保するため、全てのユニー・エス・ジェイ株式につき担保が設定されています。

(7) 【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額 (U) (千円)	
借入金額計 (V) (千円)	5,995,567
その他金額計 (W) (千円)	
上記 (W) の内訳	
取得資金合計 (千円) (U+V+W)	5,995,567

②【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者名	所在地	借入目的	金額(千円)
1	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド	金融業	ホリー・ブレオ	ニューヨーク州 10020、ニューヨーク、アメリカ通り 1221	株式取得その他	5,995,567
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称 (支店名)	代表者名	所在地
1	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド	ホリー・ブレオ	ニューヨーク州 10020、ニューヨーク、アメリカ通り 1221
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS that Owl Creek Asset Management, L.P., a limited partnership duly organized and existing under the law of Delaware, with its address at 640 Fifth Avenue, 20th Floor, New York, New York 10019 (the "Reporter"), does hereby make, constitute and appoint Messrs. Kenji Kawahigashi and Shinichiro Akao, attorneys-at-law with their offices at CLIFFORD CHANCE LAW OFFICE (Gakokuho Kyodo Jigyo), Akasaka Tameike Tower, 6th Floor, 17-7, Akasaka 2-chome, Minato-ku, Tokyo 107-0052, Japan, its true and lawful attorneys-in-fact, for it and in its name, place and stead, to do the following acts and things:

1. To prepare, execute and file with the Kanto Finance Bureau a report concerning holding shares of Japanese corporations, in accordance with the provisions of Article 27-23, Paragraph 1 and/or Article 27-26, Paragraph 1 of Securities and Exchange Law (Law No. 25 of 1948, as amended) (the "Law") and any report(s) of change thereafter in accordance with the provisions of Article 27-25, Paragraph 1 and/or Article 27-26, Paragraph 2 of the Law, and to supplement and/or amend said report(s).
2. To send copies of said report(s) and supplemented and/or amended report(s) mentioned in 1 above to any organizations and corporations, in accordance with the provision of Article 27-27 of the Law.
3. To do any or all things relating to the above, including the appointment and dismissal of one or more sub-attorneys to act on behalf of the Reporter with respect to any or all of the powers granted in paragraphs 1, 2 and 3 inclusive hereof.

IN WITNESS WHEREOF, Owl Creek Asset Management, L.P. has caused this Power of Attorney to be signed in its name and on its behalf by Owl Creek GP, L.L.C., its General Partner, this 23rd day of March, 2007.

OWL CREEK GP, L.L.C., its General Partner

By: _____

Name: Jeffrey A. Altman
Title: Managing Member

[和訳文]

委任状

デラウェア州法に基づき設立され現存し、アメリカ合衆国ニューヨーク州10019、ニューヨーク、フィフス・アヴェニュー640、20階に所在するオウル・クリーク・アセット・マネジメント・エルピー（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区赤坂二丁目17番7号赤坂溜池タワー6階、クリフォードチャンス法律事務所（外国法共同事業）の弁護士川東憲治氏及び同赤尾進一郎氏に対し、当社のためにその名において、以下のことをなす権限をここに委任する。

1. 証券取引法（昭和23年法律第25号）（以下「法」という。）第27条の23第1項及び法第27条の26第1項に基づく当社の日本法人株式の保有に係る大量保有報告書並びに法第27条の25第1項及び法第27条の26第2項に基づく上記報告書の変更報告書及び訂正報告書を作成し、関東財務局にこれを提出すること
2. 上記各種報告書の写しを法第27条の27に従って関係各所に送付すること
3. 本委任状第1項乃至第3項の各項により授権された事項に関連し、当社を代理してその他一切の行為（復代理人の選任・解任を含む。）を行うこと

上記の証として、オウル・クリーク・アセット・マネジメント・エルピーは本委任状を作成し、本日2007年3月23日、当社の無限責任社員であるオウル・クリークジーピー・エル・エル・シーが当社を代表して本委任状に署名した。

無限責任社員

オウル・クリークジーピー・エル・エル・シー

（署名）

氏名：ジェフリー・A.アルトマン

役職：マネージングメンバー

以上正訳致しました。

平成19年3月26日

弁護士 赤尾進一郎

